

## 平成 27 年度第 8 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 28 年 2 月 21 日（日） 9 時 00 分～12 時 00 分
- 2 開催場所 青森市総合福祉センター2 階 集会室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、大村育子委員、坂本浩司委員、  
一戸倫子委員、稲見公介委員、成田昌士委員、橋爪直美委員  
《計 8 名》
- 4 欠席委員 清水和秀委員、鳴海明敏委員、新井山毅委員、佐藤央子委員  
《計 4 名》
- 5 事務局 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部理事 能代谷潤治、  
健康福祉部参事健康づくり推進課長事務取扱 山口朋子、  
子どもしあわせ課長 西澤哲司、子育て支援課長 鹿内利行、  
浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、  
子どもしあわせ課副参事 土岐政弘、  
子育て支援課副参事 松本和久、子どもしあわせ課主幹 山崎真治、  
子育て支援課主幹 鳥谷部稚子、子育て支援課主幹 松島豊、  
子どもしあわせ課主事 柿崎優子 《計 12 名》
- 6 会議次第
  - 1 開会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 審議案件
    - (1) 「(仮称) 青森市子ども総合計画」(案) について
      - ①素案に対する意見及び市の考え方について
      - ②目標とする指標について
    - (2) 青森市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について
    - (3) 平成 28 年度の主な事業について
  - 4 閉会
- 7 審議概要
  - (1) 「(仮称) 青森市子ども総合計画」(案) について
    - ①素案に対する意見及び市の考え方について [資料 1-1～1-5、3 参照]

事務局から説明があった。

### **意見・質疑応答**

#### ○委員

全体の表記について、「位置付け」の「付け」の字が、漢字と平仮名が混在しているので、整理してほしい。

資料 1-1 の No.13、子ども支援センターとのネットワーク化とは、どのようなものを目指していくのか。資料 3 の 48 ページに図があるが、ネットワークの中心であるはずの子ども支援センターが示されておらず、中心となるのはどこなのか分かりづらい。

資料 3 の 34 ページについて、「子どもサポーターの育成に努めます」とあるが、具体的にどのようにしていくのか、細かい整理が必要だと思う。

資料 1-5 の No.6、子どもの遊び場としての活用について、「子どもの体験活動の充実」のほとんどが学校中心の記述なので、子どもの居場所づくりのところに、例えば川崎市の子ども夢パークの視察等を記載するべきだと思う。

#### ○事務局

ネットワークについて、ここでの子育て支援のネットワークづくりとは、今まで子ども支援センター、地域子育て支援センターを中心に子育てひろばを進めていたものを、今後は、より身近な地区社会福祉協議会で、その地域の教育・保育施設等の御協力をいただいて展開していきたいと考えている。主任児童委員、民生委員等と一緒に、その地域の中で顔の見える環境を作り、子育てしている方を支援していく仕組みを作りたいという意味合いでこの図のイメージになっているが、「子ども」を中心に細分化し、もう一つ図を付けたらいいのか。

その他の御指摘については、修正したいと思う。

#### ○委員

いろいろな方たちが繋がっていくというネットワークを、青森市がやっていくという繋がりがわかるような図になればもっといいと思う。このままでは、地区に丸投げするように見える。

#### ○委員

ネットワークについては、医療機関等も関係してくると思うので、力になればと思う。

資料 3 の 4 ページの図について、関連する主な計画の順番は、上から優先度が高いということなのか。

#### ○事務局

並列である。

○委員

並列だとすると、本計画も、青森市子ども・子育て支援事業計画も並列して実施するということか。

○事務局

青森市子ども・子育て支援事業計画は、数字目標のみのアクションプランのようなものである。青森市での最上位の計画は、青森市新総合計画であり、本計画は、青森市新総合計画を具体化した、子どもに関する分野別計画である。他の分野別計画と整合を図って進めていく。

○委員

資料3の9ページ、出生率等の推移について、合計特殊出生率が「近年、回復の兆しがみられます」という文言があるが、「回復」と表現していいものなのか。ワーク・ライフ・バランスの観点でいうと、医療現場では人材が不足しており、看護師や医者は、子どもが病気の際にも休まず働いている状況である。ワーク・ライフ・バランスと謳ってはいるものの、実践できていない現状である。大人の満足度がなければ、子どもにとっていい環境を作ることはできないと思うので、この表現が気になった。

○事務局

「近年、回復の兆しがみられます」という文言については、昨年の10月に策定された青森市成長戦略でこの表現が使われている。まだ回復はしていないが、好転してきているということで「兆し」という言葉を使っている。人口減少に対する取組については、青森市総合戦略に記載されている。

○委員

資料3の38ページ「第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」に、回復の兆しはあるが、危機感を持って現状に対応した施策を展開していくということが反映されていればいいと思う。

○委員

「切れ目のない支援」とあるが、現状はまだ切れ目だらけだと思うので、ぜひ「切れ目のない」という点を考えていただければと思う。

○委員

資料 3 の 43 ページに、近年の急速な少子化の進行等、少子化ということを意識して政策を考えるとという表現がある。その辺りで、現状分析との整合性がとれていればいいと思う。

○委員

資料 3 の 54 ページ「第 3 章 健やかで心豊かな育ちへの支援」の、乳幼児期の教育・保育という表現は正しいと思うが、43 ページの「子育てへの経済的支援」の、児童手当のところでは、「児童」という表現を使っている。この部分を「子ども」と変えられないのか。「乳幼児」や「児童」等の文言を整理していただきたい。

○委員

用語に関しては、本計画の中での定義付けを事務局の方で整理すればいいと思う。  
子ども会議委員からは、どのようなかたちで意見聴取したのか。

○事務局

子どもに直接関連するところをそれぞれの章ごとにピックアップし、子ども会議委員と児童福祉専門分科会委員で話し合うというかたちで意見聴取した。

○委員

青森市子どもの権利条例を策定した際には、子ども向けに冊子を作成したと思うが、本計画では、子ども向けに何か作成することを考えているのか。

○事務局

他市においても、子ども版の計画を作成としているところがあるので、それを踏まえて検討したい。

○委員

資料 3 の 34 ページにある「子どもさみっと」は、この表記で正しいのか。

○事務局

正しい表記である。

○委員

資料 3 の 64 ページ「主権者教育」について、選挙権年齢が満 18 歳に引き下げられたという表現になっているが、満 18 歳「以上」に引き下げられたという表現が正しいと思う。

○委員

資料3の98ページ「公園・緑地の整備・管理」について、私の住むところの近くにある公園も、昔は青々とした緑がたくさんあったが、最近では整備されておらず衰退している。そのような公園を整備し、高齢者も子どももそこに行けばほっとするような居場所を作ってほしい。

病後一時保育について、専門の助産師や医者をお各園に提供していかなければ、教育・保育施設は対応できないので、施設に出向いてほしい。例えば、感染症の問題等の対処法を専門家から聞くような機会があればいいと思う。

○委員

性的マイノリティーの注釈を付けた方がいいと思う。

○健康福祉部長

注釈を付けたと思う。

## ②目標とする指標について〔資料2-1、2-2参照〕

事務局から説明があった。

### 意見・質疑応答

○委員

資料2-1の第2章「子育てひろば」開催回数のお目標は、来年度から積み上げていかなければ、目標達成は厳しいのではないかと思う。

○事務局

来年度から積み重ねていかなければならないので、各関係者に説明しているところである。

○委員

資料2-1の第2章「子育てに関する家庭訪問・相談件数」について、目標値は人数でいいのか。パーセンテージを上げていく方がいいのではないか。

○事務局

できるだけ多く家庭を訪問することを意識し、指標は件数としている。

○委員

指標が「子育てに関する家庭訪問・相談件数」となっているのに、目標値が「人」となっている。

○事務局

修正する。

○委員

現行計画の中では、不登校の指標があったと思うが、本計画にはなくなっている。不登校やいじめ、虐待は、子どもの人権の三本柱というところがあるので、本計画以外のところで、その部分がカバーされていればいいと思う。

現行計画では、幼稚園教員・保育士の資質向上のための研修会の実施回数が指標にあったが、本計画に入っていないのはなぜか。

○事務局

実際に評価・検証をする際には、御指摘の部分についても評価していくことになると思うので、本計画以外のところでカバーしていきたい。

○委員

案件①に戻るが、第3章「健やかで心豊かな育ちへの支援」について、安心して子育てできるというところで止まっているので、子育てをしながらそれぞれの人として育つことを支えていくという意味合いを含めた方がいいのではないか。

資料3の55ページ「小学校、認定こども園・幼稚園・保育所などによる交流等」に、「教職員間での子どもに関する情報交換や、教育課程の相互理解に努めます」とあるが、文部科学省では、教育課程は保育課程も含めて使っているので、「教育課程等」とする等、保育課程も含んでいることを読み取れるようにしていただきたい。

○委員

資料3の36ページ「相談・支援体制の充実」の相談方法について、新たにSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用を図るとあるが、私も仕事で使用しているが、非常にトラブルが多い。本計画にSNSという表現を使っていいものかと疑問に思う。SNSには匿名性等の様々な問題が指摘されている中で、公的なものに取り入れるということに記載するのはいかがなものか。もう少し慎重に検討したほうがいいのではないかと思う。

リアルタイムで複数人とグループでやり取りできるというメリットはあるが、不正アクセス等によってIDを乗っ取られてしまうと、情報が漏れてしまうケースもあるので、SNSでのやり取りは公的なものに活用することは難しいと思う。

○委員

例えば、「活用の検討をする」等、もう少し慎重な表現をした方がいいのではないか。

○事務局

承知した。

○委員

本計画の今後のスケジュールはどのようになっているのか。

○事務局

最終的には3月24日の庁議で本計画案を審議して決定ということになる。その前の段階で、本日、皆様からいただいた意見を事務局で整理し、会長に修正等について御相談させていただいた後、委員の皆様にお知らせするという手順で進めさせていただきたい。

(2) 青森市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について〔資料4参照〕事務局から説明があった。

#### **意見・質疑応答**

○委員

この条例は、県の「遺児等援護対策費補助事業」の廃止に伴うものではないのか。

○事務局

この事業については、市としてこれまでも対象を縮小しながら検討してきたが、今回、子どもの貧困対策に関する事業を展開することになったので、このタイミングを捉え、役割が終わったのではないかということが一つある。もう一方で、児童扶養手当の支給が拡充されていく見込みであるということ。保護者のどちらかが亡くなって遺児となられた方が遺族年金を支給するというものがあるが、今までは公的年金を受給していれば、児童扶養手当を受給できないという制限があったが、公的年金を受給していても、その公的年金を補う分について、児童扶養手当で支給するという変遷があり、役割は終わったものと考えたところである。

○委員

単独事業で続けているのか。

○健康福祉部長

県の補助金を受けて実施しているものである。県も同じ理由で廃止するとのことである。

この案件について、委員全員の了承を得た。

### (3) 平成28年度の主な事業について〔資料5参照〕

事務局から説明があった。

#### **意見・質疑応答**

##### ○委員

No.2「子どもの居場所づくり・学習応援事業」について、具体的にどこが担うことを想定しているのか。

No.13「保育所等地域活動事業」について、新たに、子育てひろば開催助成事業として、2万円を助成するということが「拡充」となっているが、具体的にはどのような内容なのか。

No.14「地域子育て支援センター事業」について、拡充内容に「保育所等が連携して」という記載があり、現在開催している「子育てひろば」とは異なるものだとすると、何をするのが分からない。

No.15「利用者支援事業」について、地域連携を一体的に行うために保健師や保育士等が連携して訪問するというような記載があるが、公的機関が担うことだけを考えているのか。

##### ○事務局

「子どもの居場所づくり・学習応援事業」は、生活保護世帯やひとり親家庭の子どもを対象に居場所を確保し、大学生等に御協力をいただき、勉強の支援や進学についての悩み等の相談や様々なイベント開催等の居場所づくりを目指している。対象は中学3年生、定員40名を予定している。担うところについては、現在、社会福祉法人や大学生のボランティアを確保できる大学等に委託する方向で検討している。

やり方は自治体によって様々である。できれば大学に委託したいということで協議しているところであるが、大学に限定したわけではなく、どこに委託すればいいのか模索している状況である。

「保育所等地域活動事業」については、現行では世代間交流事業等の3事業を実施し、それぞれに助成しているが、新たに「子育てひろば開催助成事業」として、38の地区の中で、いくつかの保育所等が連携して「子育てひろば」を開催した場合にかかる経費のうち2万円を助成し、より身近な地域での開催を促進することを目的に実施しようと考えている。



○委員

「子育てひろば」の単価はいくらか。

○事務局

これまでは公的施設を中心に開催していたが、地域の中で開催することになれば、場所の借用や物品の運搬に費用がかかるので、その部分に支援はあった方がいいのではないかという声があったので新たに打ち出した。特に積算方法等はない。

○委員

1地区で1回開催ごとに2万円ということか。

○事務局

かかった経費に対してということであり、自動的に2万円を助成するものではない。

○委員

これまでの事業と並列して記載しているということは、これまで同様、施設からの申請に基づいて実施するものなのか。

○事務局

その点については検討中である。

○委員

この助成により、事業を実施する保育所等が増えるかもしれないが、青森市全体に理念そのものが広がっていくのかと考えた場合、疑問に思う。

今までも地域の「子育てひろば」を開催し、会場への移動等についてもすべてそれぞれの施設が行ってきた。今後、開催の際に助成金が出るとなれば、施設側の意識が低くなる気がする。

○事務局

世代間交流事業、異年齢児童交流事業、小学校低学年児童の受入れについても、いずれはすべて見直さなければならない時が来ると思う。そのタイミングは、社会福祉法の改正だろうという気がしている。社会福祉法が改正された際には、また関係者の皆様にその意図を説明し、廃止すべきだと考えている。

○委員

No.14「地域子育て支援センター事業」について、地域子育て支援センターで受託している一方で、法的には幼保連携型認定こども園はその機能を持たなければならないことになっている。青森市の保育所等の施設でも、事業として必須となっている施設と、補助や委託で実施している施設がある。拠点として行うのであれば、地区全体で高齢者等いろいろな方々が支えあっていくような仕組みづくりに助成した方がいいと思う。

○事務局

高齢者については、地域包括支援センターが機能している。一方で、子育ての拠点となるのは地域子育て支援センターだと考えている。地区カルテをうまく利用しつつ、地域子育て支援センターを拠点として機能させなければいけないと考えている。当面は地区社会福祉協議会の中で「子育てひろば」を実施する環境を整えたいと考えている。

○委員

「子育てひろば」を実施しているが、施設長が「子育てひろば」に足を運ぶことはほとんどないので、実際に施設長に来ていただき、その目的等を理解していただくという機会を設ければいいと思う。

○事務局

施設長によって「子育てひろば」に対しての温度差があることは事実だと思うが、保育士にとっては、地区の中で「子育てひろば」を実施するということが、今までよりやりやすくなると思う。

○委員

No.15の「利用者支援事業」について、この事業名では内容がよく分からないが、どのような内容なのか。

○事務局

「利用者支援事業」は、子ども・子育て支援新制度の1つとして、利用者、相談者の目線に立った、寄り添い型の支援を行うものである。具体的には、利用者主体の支援、包括的な支援、個別的ニーズに合わせた支援、子どもの育ちを見通した継続的な支援、早期の予防的支援、地域ぐるみの支援等、相談した方に最も適したものを子ども支援センターで選択して提供するものである。

また、アウトリーチ型の支援として、困っている御家庭に訪問し、継続的に支援するという役割もあり、子ども支援センターのみでは解決できないケースについては、関係機関と連携し、ケース会議等を開く等、継続的に支援していくものである。

○委員

ニーズを把握し、いろいろな事業に繋げるというイメージでいいか。

○事務局

施設や事業に繋げることが1つの役割である。

○委員

派遣する保健師や保育士等は、公的機関のみを指すのか。

○事務局

派遣する保育士等は、子ども支援センターの保育士のみならず、教育・保育施設の保育士等も活用することにより、地域の中でのきめ細かな支援に繋がるという御提案はいただいている。まずは、本市の保育士と保健師が一緒になって事業を展開し、その後、地域の保育士等のお力をお借りしたいと考えている。

各施設の保育士等においても、保健師と一緒に「保健」を学ぶ機会は重要だと考えているので、研修というかたちで機会を確保していきたい。市の保育士が、訪問によりニーズを把握し支援することと、子ども支援センターを中心として、切れ目のない支援に向け地域や関係機関との連携をとって繋がるということ、利用者支援事業の大きな仕組みとして進めていきたい。

○委員

保育士は、小児保健については関わっていると思うので、新たに母子保健の知識を身につけることが必要だと思う。

青森市全体の利用者支援を市の保育士と保健師のみでカバーすることは難しいと思うので、民間の保育士等を活用するために、利用者支援を行う市の保健師や保育士が、民間の保育士等に対して研修を行ってほしい。悩みを抱えた人たちがたくさんいるので、早めに手を打つために、裾野が広がっていくような研修ができる体制も併せて整備してほしい。

○事務局

御指摘のとおり、地域の教育・保育施設のお力を借りなければできないことなので、その点については、研修方法等についても検討し、整理させていただく。

○委員

母子保健については、保育士の職についてから力をつけていかなければ難しい分野だと思う。また、保育士の就職先が首都圏に流れているという問題もある。

No.2「子どもの居場所づくり・学習応援事業」について、どのようにして対象児童を募集するのか。また、民間等で行っているものとの住み分けはどのようになっているのか。

○事務局

対象児童については、本市で把握しているひとり親家庭や生活保護世帯等に御案内をすることとしている。時間帯は、平日の夜を考えている。民間の学習支援活動等に参加していても参加可能である。

○委員

No.17のすみれ寮の指定管理者である「社会福祉法人敬仁会」について伺いたい。

○事務局

「社団法人慈恵会」の社会福祉法人で、特別養護老人ホーム等を運営している。